自動車リサイクルシステム

自動車リサイクルシステムに関するお問い合わせ先

自動車リサイクルコンタクトセンター

電話：050-3786-7755

受付時間　9:00～18:00

（土日祝日・年末年始等を除く）

公益財団法人　自動車リサイクル促進センター

Japan Automobile Recycling Promotion Center

〒105-0012　東京都港区芝大門 1-1-30　日本自動車会館

https://www.jarc.or.jp

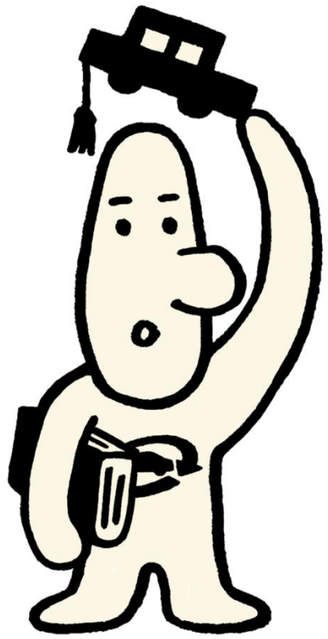
自動車リサイクルシステム

自動車リサイクル法

（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

破砕工程の
実務詳細マニュアル

(プレス・せん断処理工程／シュレッダー工程)



目次
INDEX

第 1 章　破砕業者（プレス・せん断処理業者およびシュレッダー業者）の実務概要

1. プレス・せん断処理業者の役割 …… 2
2. シュレッダー業者の役割 …… 3

第 2 章　電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

1. 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要 …… 4
2. FAX を利用する場合の移動報告について …… 5

第 3 章　プレス・せん断処理業者の具体的な実務

1. プレス・せん断処理業者の実務概要 …… 6
2. 処理パターン別の実務について …… 7
3. 全部利用者への引渡報告 …… 10

第 4 章　シュレッダー業者の具体的な実務

1. シュレッダー業者の実務概要 …… 14
2. 紐付とは …… 16
3. 電子マニフェスト画面での紐付作業 …… 17

第 5 章　ASR 引取基準

1. ASR 引取基準の基本的な考え方 …… 18
2. 具体的な ASR 引取基準 …… 19
3. 引取基準不適合時の処置 …… 20

第 6 章　ASR 指定引取場所

1. ASR 指定引取場所とは …… 22
2. ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担 …… 23

注　本資料内で使用されているパソコン画面・帳票や用語および実務手順については一部変更される場合があります

第１章　破砕業者（プレス・せん断処理業者およびシュレッダー業者）の実務概要

1.　プレス・せん断処理業者の役割

役割１　解体自動車の引取りと引取報告の実施

- 解体自動車（廃車ガラ）の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物（危険物も含む）の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。
  ※　正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。
- 解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認の上、引取りを行ってください。
  ※　架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。
- 解体自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
  ※　解体業者がプレス・せん断処理までを行う時は、自社の解体工程から自社のプレス・せん断処理工程に引渡報告を行った後、引取報告を行う必要があります。
  ※　解体業者でプレス機等を保有する場合は、解体業の許可と破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。

役割２　基準に従ったプレス・せん断処理の実施

- 解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、破砕前処理基準（※1）に従って適切なプレス・せん断処理を行う必要があります。
  ※1　プレス・せん断処理工程の破砕前処理基準：解体自動車にゴミ等の異物（危険物も含む）を混入しないこと

役割３　プレス・せん断処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

- プレス・せん断処理を行った解体自動車は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者または解体自動車全部利用者に引き渡す必要があります。
  ※1　解体自動車全部利用者とは、解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者または製品原料として輸出する事業者のことです。解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する必要があります。
- 解体自動車をシュレッダー業者等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

2. シュレッダー業者の役割

役割１　解体自動車の引取りと引取報告の実施

- 解体自動車（廃車ガラ）の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物（危険物も含む）の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。
  ※　正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。
- 解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認の上、引取りを行ってください。
  ※　架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。
- 解体自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割２　基準に従ったプレス・せん断処理の実施

- 解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準（※2）に従って適切なシュレッダー処理を行う必要があります。
  ※2 シュレッダー処理工程の再資源化基準：
  - 鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
  - 自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入しないように解体自動車を破砕すること

役割３　シュレッダーダスト（ASR）の引渡しと引渡報告の実施

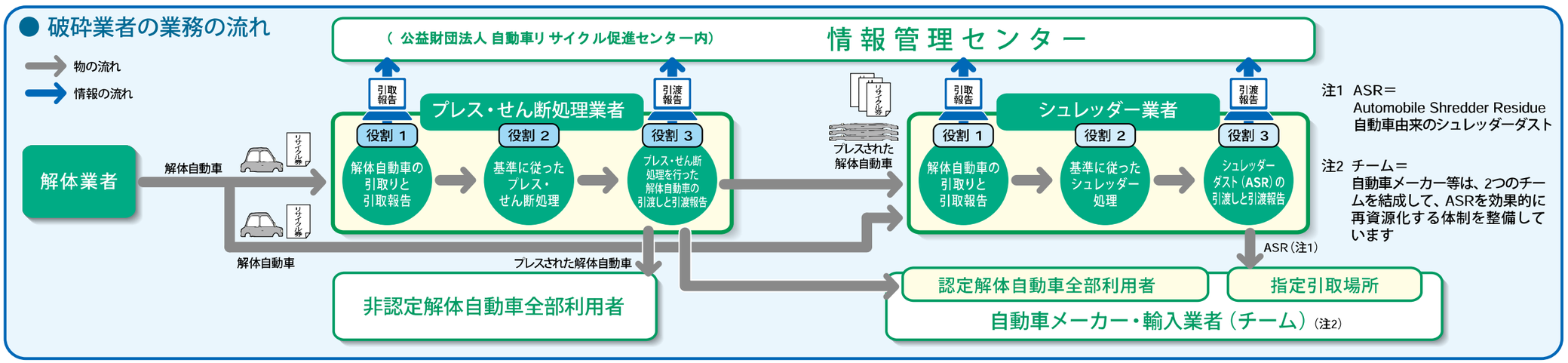
- ASR は自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引取基準（性状・荷姿・引取方法）に従って引き渡す必要があります。
  ※　引取基準に適合しない場合、原則として引取拒否となりますのでご注意ください。
- ASR を指定引取場所に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

以上の役割を果たさなかった場合には、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、破砕業の許可を取り消される場合があります。

破砕業者の業務に関連するその他のマニュアル

役割　１・３：「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編」および「FAX を利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編」をご覧下さい

役　割　１：「架装物判別ガイドライン」をご覧下さい



第２章　電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

１．電子マニフェス ト（移動報告）制度の概要

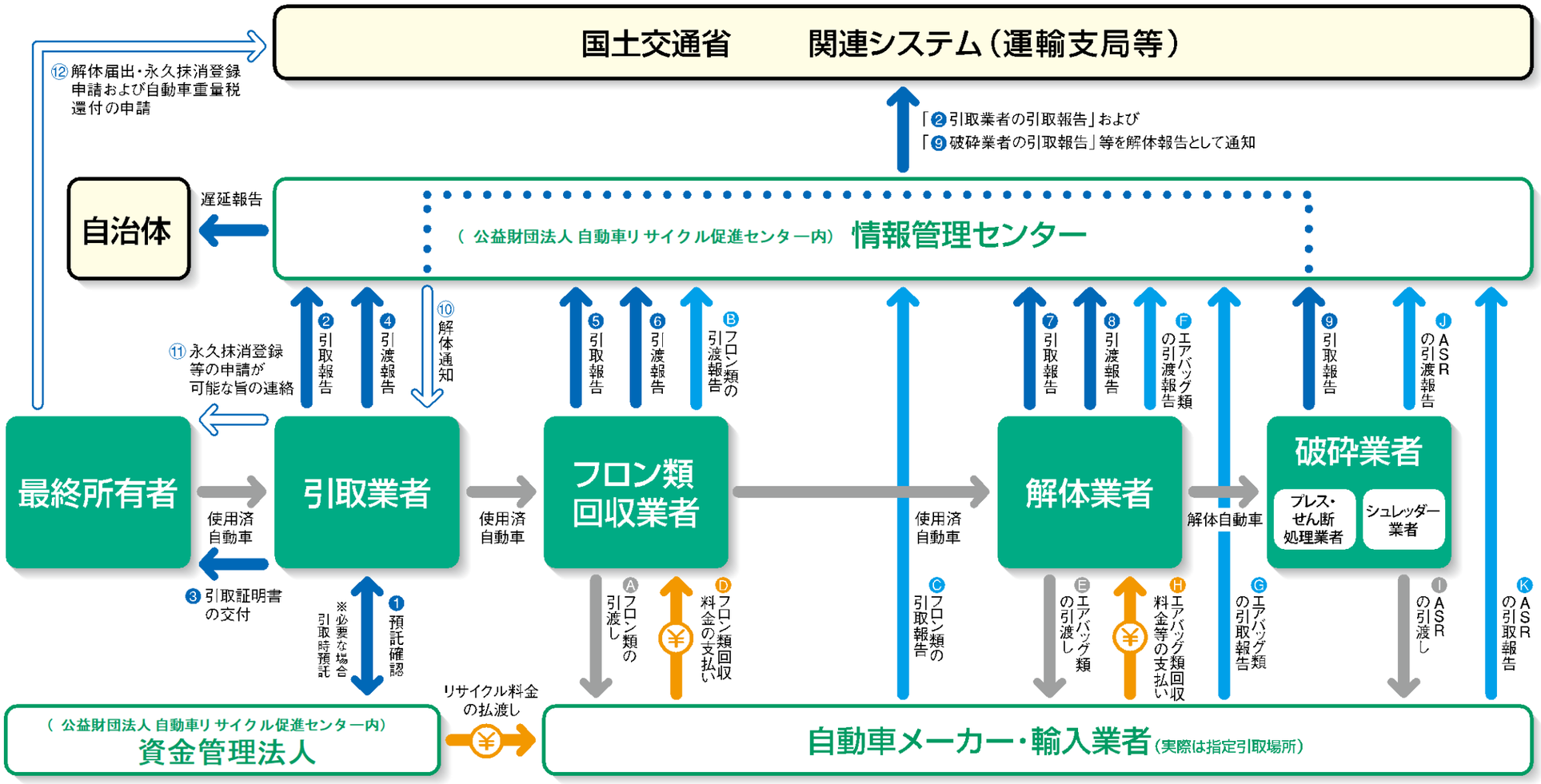
- 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車／解体自動車、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンで情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要になります。
- 具体的な業務フローは下図のとおりです。
- 操作の詳細は「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編」をご覧ください。

2. FAX を利用する場合の移動報告について

- 解体自動車の引取・引渡報告や ASR 類の引渡報告はパソコンの利用が原則となっていますが、やむを得ずパソコンを利用できない場合は、FAX を利用することも可能です。
- 移動報告を FAX で行う場合は、情報管理センターへの手数料の支払いが必要になります。

※　FAX を利用する場合は、手数料が必要になることに加え、パソコンを利用する場合と比較して車台一覧の中から車台を選択して移動報告を行うなどの各種便利機能がありません。
また、記入事項が不備・不鮮明な時は、FAX を再度送信していただくことになる点で不便があることから、各事業者における事務効率性の観点からもパソコンの利用をおすすめいたします。

※　FAX を利用する移動報告の詳細については「FAX を利用した預託確認・移動報告マニュアル」をご覧ください。



－留意点－

① 移動報告は、引取業者が資金管理法人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古輸出等を行う事は原則として出来ません。

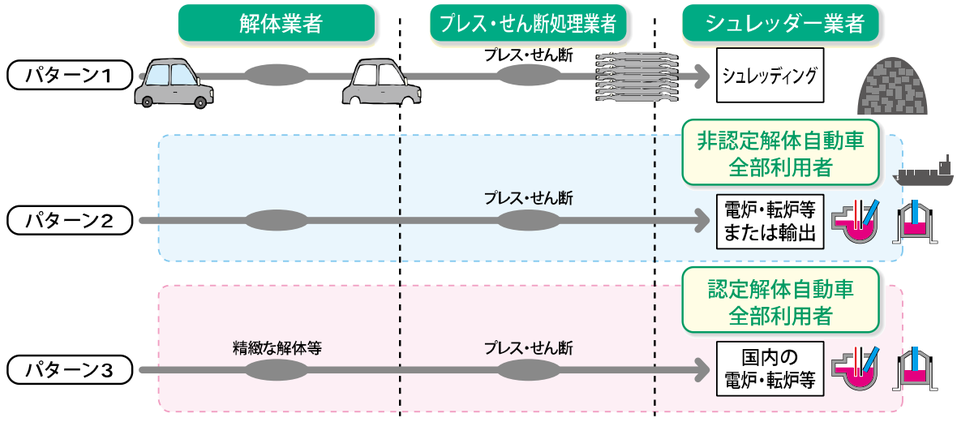
第３章　プレス・せん断処理業者の具体的な実務

1. プレス･せん断処理業者の実務概要

(1) 処理パターン

- プレス･せん断処理業者の処理パターンは、大きく分けると、シュレッダー業者に引き渡すものと解体自動車全部利用者に引き渡すものがあります。
- 自動車メーカー等（チーム）とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉･転炉等や製品原料として輸出する事業者に引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- 自動車メーカー等（チーム）とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係（※1）があり、国内の電炉･転炉等に引き渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用として区分されます。

※1 この委託契約により全部再資源化に取り組む解体業者またはプレス･せん断処理業者には、ASR 分のリサイクル料金を原資として自動車メーカー等（チーム）から作業内容に相当する委託費を支払うことになります。



2. 処理パターン別の実務について

(1) 解体自動車（廃車ガラ）の引取り　（全パターン共通）

- 前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- 車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。
  前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。

(2) プレス･せん断した解体自動車の引渡し

(2)-1 シュレッダー業者に引き渡す場合　（パターン 1）

① プレス･せん断処理の業務

- 必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス･せん断します。

② トラック積載

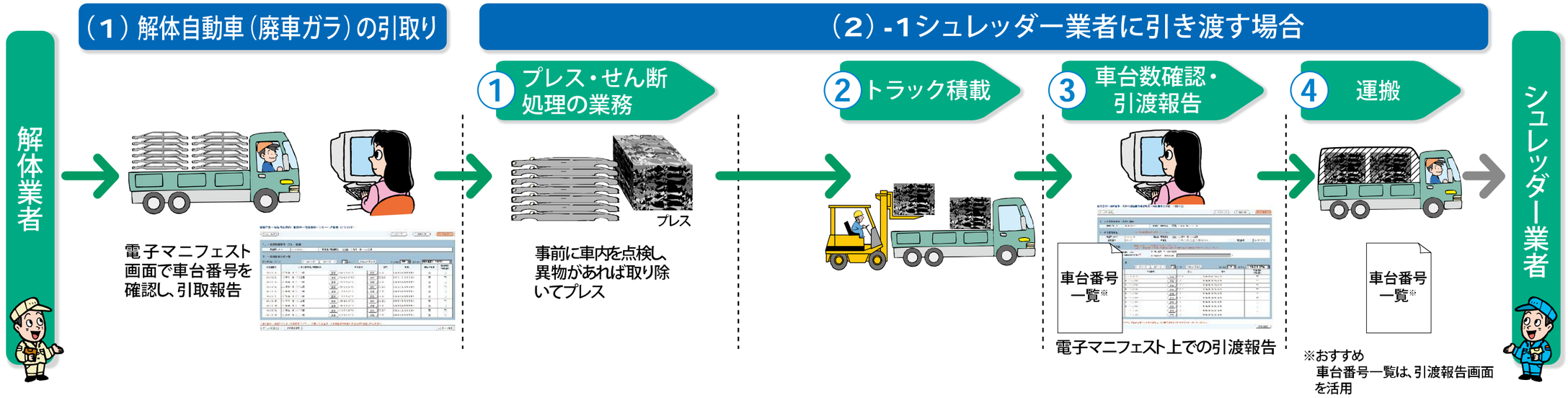
③ 車台数確認、引渡報告

- プレス･せん断した解体自動車をトラックに積載するとき、車台数を確認して電子マニフェスト画面で引渡報告を行います。
- プレス･せん断した解体自動車では、後工程のシュレッダー業者が電子マニフェスト画面でどの車台番号が搬入されたか把握できませんので、情報管理センターへの引渡報告画面をプリントアウトしたものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。

④ 運搬

- シュレッダー業者へ搬出します。

●パターン1　シュレッダー業者に引き渡す場合



(2)-2 非認定全部利用者に引き渡す場合　（パターン 2）

①プレス･せん断処理の業務

②トラック積載

- プレス･せん断した解体自動車（廃車ガラ）をトラックに積載します。

③車台数確認、引渡報告

- 引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェスト画面を開いて情報管理センターへの報告を完了します。書面を手書きすることは大変ですので、電子マニフェストの報告画面をプリントアウトする方法をおすすめします。

④運搬

- 上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

⑤書面保管

- 書面に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。

※非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの〈いつ、誰が、誰にどの車台（車台番号）を引き渡したか〉を、その引渡しの日から5年間保管しなければならない（法第 18 条 8 項―第 16 条 5 項）

(2)-3 認定全部利用者に引き渡す場合　（パターン 3）

①プレス･せん断処理の業務

- 委託契約した自動車メーカー等（チーム）の解体自動車とその他の解体自動車を分けて保管してください。
- プレス･せん断は各チームの解体自動車ごとに分けて行うことをおすすめします。
- プレス･せん断した解体自動車には、委託契約したチームが判別できるようにマーキングをしてください。

②トラック積載

- 委託契約したチームのプレス･せん断した解体自動車のみトラックに積載します。その他のプレス･せん断した解体自動車は載せないようにしてください。

③車台数確認、伝票添付

- 台数確認をして、電子マニフェスト画面で引き渡す車台の確定をします。この時点では情報管理センターへの引渡報告は行わないでください。
- 電子マニフェストで荷姿詳細情報画面をプリントアウトします。
- 自動車メーカー等（チーム）が指定する検収伝票に必要事項を記入します。

④運搬

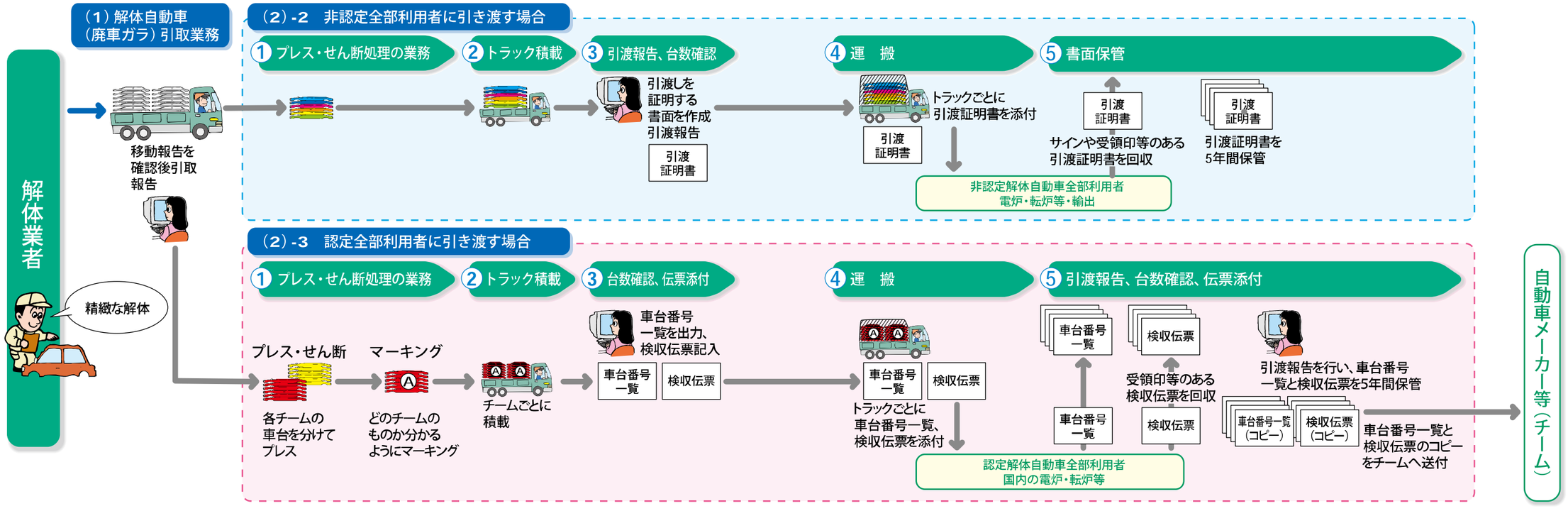
- プリントアウトした車台番号一覧と検収伝票をトラックの運転手に持たせ、搬出します。

⑤引渡報告、伝票管理

- 車台番号一覧と検収伝票を回収し、記入（受領印等）がすべて行われているかを確認してください。
記入もれがあった場合は速やかに処置してください。
- 問題がなければ電子マニフェストの引渡先確定済荷姿の一覧画面を開き、情報管理センターへの報告を完了してください。

電炉･転炉等への運搬から情報管理センターへの報告完了までの期間は3日以内です。
車台番号一覧と検収伝票は5年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等（チーム）として委託した車台の確認が必要ですので、車台番号一覧と検収伝票のコピーを委託契約した自動車メーカー等（チーム）に送付してください。

●パターン2、3　解体自動車全部利用者に引き渡す場合



3. 全部利用者への引渡報告

- プレス･せん断処理を行った解体自動車（廃車ガラ）を全部利用者等に引き渡した場合は、すみやかに引渡報告を行います。
- 自動車メーカー等（チーム）とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉･転炉等や製品原料として輸出する事業者に引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- 自動車メーカー等（チーム）とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係があり、国内の電炉･転炉等に引き渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用として区分されます。

(1)プレス･せん断処理業者→非認定全部利用者への引渡報告

画面説明につきましては、JARS ホームページに掲載された「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編（プレス・せん断処理工程／シュレッダー工程）」を参照願います。

プレス･せん断処理した解体自動車（廃車ガラ）については、後工程の全部利用者がどの車台番号の解体自動車が搬入されたか把握できませんので、車台番号一覧を印刷して、トラックの運転者に持たせるようにしてください。

トラック運転手に持たせて非認定全部利用者に引き渡した車台番号一覧に、非認定全部利用者のサインまたは受領印を押印してもらった上で回収し、引渡証明書として5年間保管してください。

(2)プレス･せん断処理業者→認定全部利用者への引渡報告

画面説明につきましては、JARS ホームページに掲載された「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編（プレス・せん断処理工程／シュレッダー工程）」を参照願います。

情報管理センターへの引渡報告は、必ず電炉･転炉等により事項が記入された検収伝票と紐付車台一覧を回収した後に行います。

- 引渡報告は解体自動車を搬出してから３日以内に行うことが必要です。このため、検収伝票および紐付車台一覧をトラック運転手に持たせて解体自動車（廃車ガラ）を搬出してから３日以内に検収伝票と紐付車台一覧を電炉・転炉等から回収することが必要になります。
- 認定全部利用者から回収した検収伝票と紐付車台一覧は引渡証明書として５年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等（チーム）として委託した車台の確認が必要ですので、検収伝票と紐付車台一覧のコピーを委託契約した自動車メーカー等（チーム）に送付してください。

第 4 章 シュレッダー業者の具体的な実務

1. プレス・せん断処理業者の実務概要

① 解体自動車（廃車ガラ）の引取り

- 前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- 車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。
  前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。

② 破砕処理（シュレッディング）

- ASR に異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行います。
- 引き取った解体自動車をチームごとに分けて破砕する必要はありません。
- 保管場所に ASR が溜まったら、指定引取場所との話合いの上で決まった引渡計画に基づき運搬のトラックを手配します。チームごとに分けて運搬していただく必要があります。

③ 計量（台貫）

- ASR を積載する前にトラックを台貫に載せ、トラックのみの重量を計測します。
- 運搬しようとするチーム分の ASR をトラックに積載します。
- ASRを積載したトラックを台貫に載せ重量を計測し、トラックのみの重量を差引きしてASRのみの実重量を算出します。

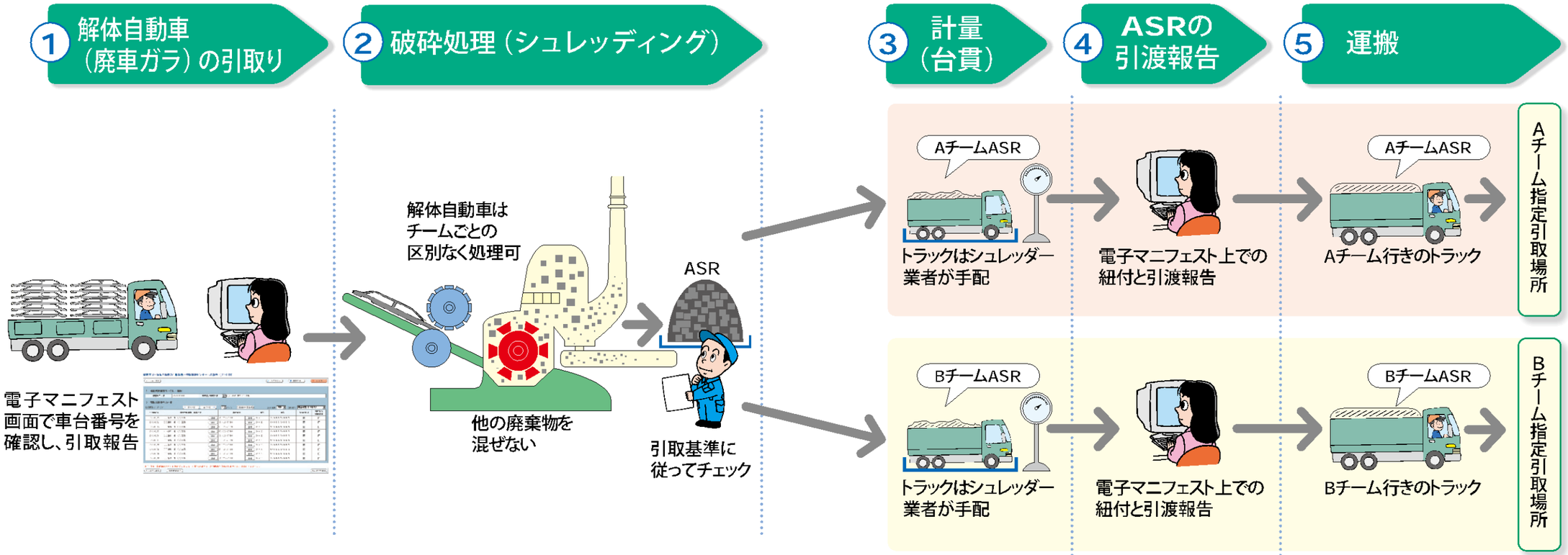
④ ASR の引渡報告

- 電子マニフェストの引渡報告画面を開きます。
- チームを特定し、トラックに積載した ASR のみの実重量を入力します。
- ASR 実重量に相当する重量分だけ、電子マニフェストの画面上で車台数を紐付けます。
  ここで情報管理センターへの報告前に情報管理センターへの引渡報告画面をプリントアウトして、トラック運転手に持たせて下さい。
- 情報管理センターに引渡報告を行います。

⑤ 運搬

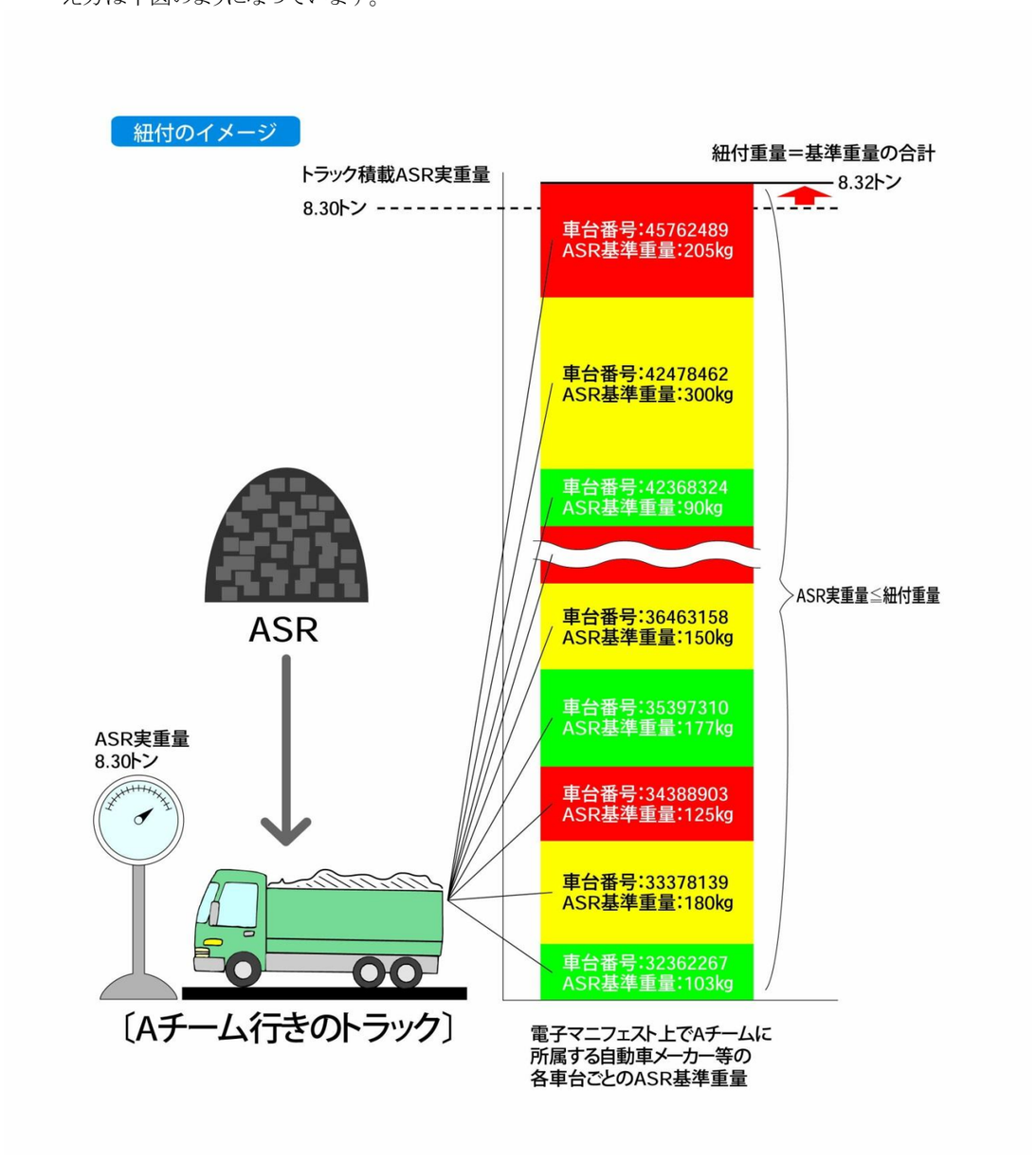
- 引渡報告が完了したら、飛散防止・雨水防止カバーが確実に固定されているかを確認した上で、ASR をチームごとの指定引取場所に搬出します。

● 業務取り回しの流れ



2. 紐付とは

- 紐付とは、トラックに積載した ASR 実重量に相当する分だけ、電子マニフェスト（移動報告）に記載されている各車台ごとの ASR 基準重量を割り当てて合計する作業のことです。
- 紐付した ASR 基準重量の総和がトラックに積載重量の総和がトラックに積載した ASR 実重量を超えるようにすることが必要となります。
- 紐付作業は電子マニフェストの「破砕工程－ASR 引取報告－対象台数の選択」画面で行いますが、考え方は下図のようになっています。



3. 電子マニフェスト画面での紐付作業

画面説明につきましては、JARS ホームページに掲載された「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編（プレス・せん断処理工程／シュレッダー工程）」を参照願います。

第 5 章　ASR 引取基準

1. ASR 引取基準の基本的な考え方

・　ASR の円滑で効率的な引取りと再資源化の実施のために、自動車メーカー等が ASR の引取基準を設定します（法第 22 条）。

(1) 引取基準設定の前提

① **法律に基づき、ASR のみを引取り対象とします。**

【ASR の定義】

解体業者・破砕業者の再資源化基準に従って「事前選別処理品目」の回収等が行われた後発生する自動車由来のシュレッダーダストのことです。ASR=Automobile Shredder Residue

事前選別処理品目

ア）　法第 16 条および規則 9 条に定められた再資源化基準に従い、解体業者の義務として適正に回収されるべきもの

・ エアバッグ類
　※取外しもしくは車上作動処理が必要
・ タイヤ（スペアタイヤも含む）
・ バッテリー（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池等）
・ 燃料、オイル、ロングライフクーラント等　の液類
・ 蛍光管（大型バス等の室内照明用のもの）

イ）　室内・トランク内のゴミ

ウ）　足回り等の著しい土砂

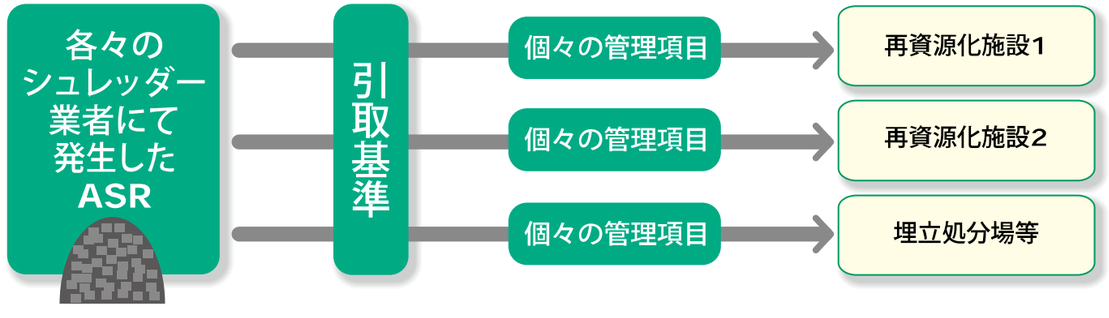


② ASR の引取重量は、自動車メーカー等が予め各車台一台ごとに設定した ASR 基準重量（電子マニフェスト上で確認可能）の範囲内とします。

③ ASR の引取基準に適合しているかどうかは、各チームが定める指定引取場所において確認します。

2）施設ごとの基準への対応

・　施設ごとに独自の管理項目がある場合は、シュレッダー業者との取決めにより管理します。



2. 具体的な ASR 引取基準

・　ASR 引取基準は下記のように設定しています。

項　目	検査項目	基　準
性　状	異物	異物（非自動車・事前選別処理品目）の混入がないこと
	水分・土砂含有率	降雪寒冷地においてのみ、個別事業者ごとに設定した値以下であること※
引取りの方法	引取場所	各チームの定める指定引取場所であること
	引取りのタイミング	事前の取決めに従ったタイミングでの搬入であること
	移動報告	要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること
荷　姿	荷積み形態	ASR の飛散や雨水が侵入しない運搬形態であること（カバー等）
	運搬単位	電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること（原則として 10t トラック以上） なお、ASR 発生量の少ないシュレッダー業者には特例を設定
	異常な水もれ	荷室内より水もれのないこと

※一般地区については ASR 基準重量算出時に水分量を加えています

3. 引取基準不適合時の処置

原則　**ASR の指定引取場所において ASR 引取基準に適合しない場合（ASR 中に異物※ の混入が認められた等）は、その搬入単位すべてについて引取りを拒否することがあります。**

- 遠距離運搬のケースで引取りを拒否する場合、チームは運搬費補助を一切せず、シュレッダー業者の負担となります。
- 荷降ろし後に異物混入が検出された場合は、チームとシュレッダー業者との協議により異物は別枠で取り扱うこととし、別枠処理にかかる費用については、原則として、すべてシュレッダー業者の負担とします。

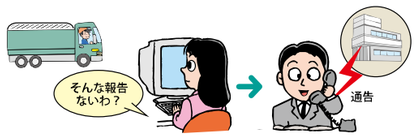
不適合時の処置については、 チームとシュレッダー業者が覚書を取りかわします。
やむを得ない理由があるか否かについてはチームとシュレッダー業者が協議の上判断することになります。 支払いの方法 （シュレッダー業者が直接 ASR 処理施設に支払うのか、自動車メーカー等を通して支払うのか） については別途調整し決定します。

※「異物」とは、非自動車物品（家電・自動販売機・パチンコ台等の破砕屑、塗料缶・プラスチック箱等の物品や破砕屑、その他）、事前選別処理品目、シュレッダー処理されていないもの、移動報告が行われていない車台の部品、等をいう

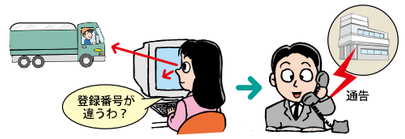
(1) 荷降ろし前に不適合が判明した場合

- 下記の場合について引取りを拒否することがあります（各事業者に連絡します）。
  さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うこともあります。

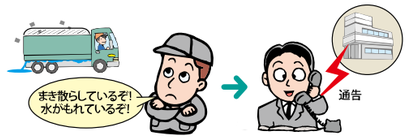
①電子マニフェスト上での引渡報告が行われていない場合（入力もれや計画外持込）



②引渡報告に入力されていないトラック（登録番号）で搬入された場合（入力ミス等）

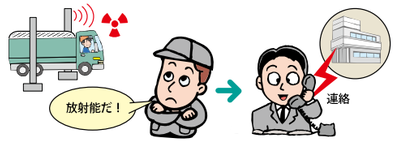


③ASRが飛散したと思われる運搬形態や荷台からの異常な水もれの状態で搬入された場合



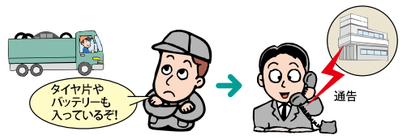
④放射線検査装置で異常値が検出された場合

検出レベルによりアイソトープ協会、放射線専門会社へ連絡します。
その結果によっては、所轄省庁・自治体に通告等の処置を行います。

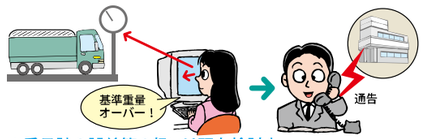


放射線量値基準：α 1＝0.5 μ Sv/h
α 2＝5 μ Sv/h

⑤目視検品で異常が認められた場合



⑥ASR実重量がASR基準重量合計をオーバーする場合

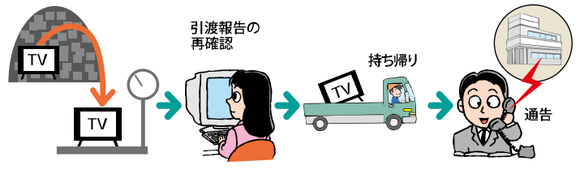


※重量計の誤差等の扱いは現在検討中

(2) 荷降ろし後に不適合が判明した場合

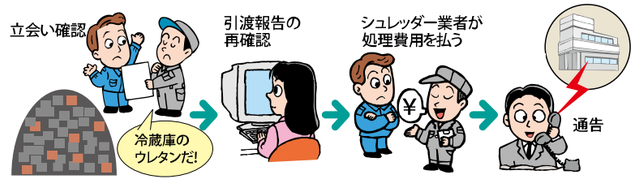
- 目視検品で異常が認められた場合、シュレッダー業者立会いの下、「除去可能」か「処理可能」かを判断します。さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。

① 除去可能



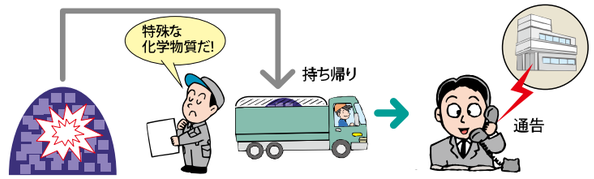
- 異物を除去・重量測定し、正味 ASR 実重量をシュレッダー業者に連絡します。
- シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告の修正をします。
- ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を確認し、引取報告を行います。
- シュレッダー業者は異物を持ち帰ります。

② 除去不可能であるが処理可能



- シュレッダー業者立会いの下、異物混入率（正味 ASR 実重量）を算定します。
- シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告を修正します。
- ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を認し、引取報告を行います。
- シュレッダー業者は異物分処理費を ASR 処理施設に支払います。

③ 除去不可能でかつ処理不可能

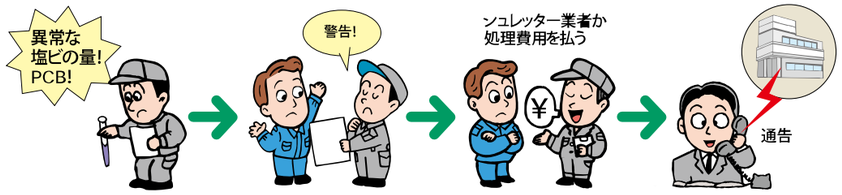


- 原則として、引取りを拒否します。
- シュレッダー業者はすべてを持ち帰ります。

(3) ASR 処理後に不適合が判明した場合

次のステップで処理することになります。

- ASR 処理施設はシュレッダー業者に不適合状態を連絡します。
- シュレッダー業者は ASR 処理施設に、原状復帰や異物処理の費用算出を依頼します。
- ASR 処理施設は処理費用をシュレッダー業者に請求します。
- シュレッダー業者は ASR 処理施設に費用を支払います。



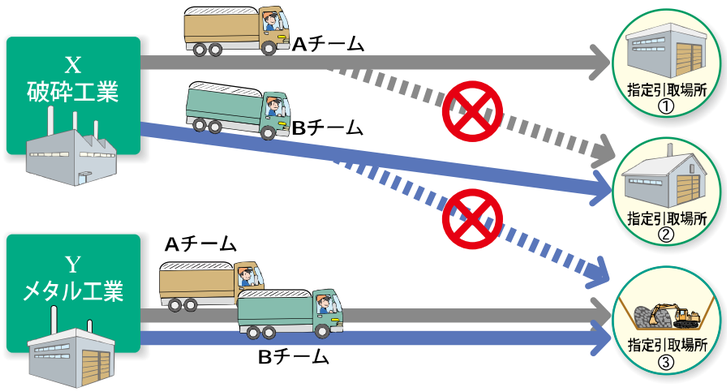
不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。
特別管理廃棄物（PCB、 強酸、 強アルカリ、 等）検出の場合は、 即時所轄省庁・自治体に通告を行う予定です。

第 6 章　ASR 指定引取場所

1. ASR 指定引取場所とは

- 自動車メーカー等が ASR を引き取るために、予め指定する場所です。
- 各チームがシュレッダー業者ごとに ASR 再資源化施設や埋立処分場等を指定引取場所として指定します。（法第 21 条）

(1) 指定引取場所と破砕業者の関係



【例 1】

X 破砕工業は、チームごとに違う指定引取場所が指定されています。この場合、チームが指定した指定引取場所以外への運搬（図中の破線）はできません。

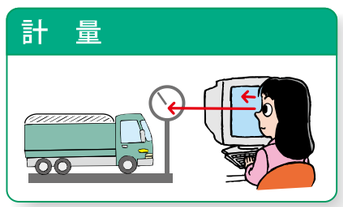
【例 2】

Y メタル工業は、各チームが共通の指定引取場所を指定しています。この場合も、両チームの ASR を別々に運搬する必要があります。

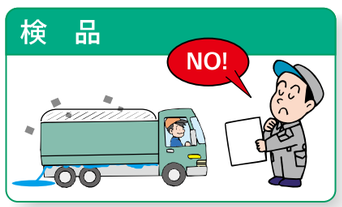
指定引取場所は、定期修理や故障のため、受入れを停止する場合があります。
このような緊急時に備えて、シュレッダー業者ごとに複数の指定引取場所を指定します。

(2) 指定引取場所の役割

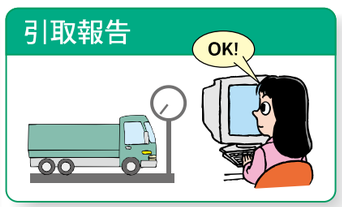
- 指定引取場所では、各チームとの緊密な連絡の下で、引取基準への適合を確認する計量、検品業務と、電子マニフェストによる移動報告を行います。搬入された ASR が引取基準に適合しないことが判明した場合、引取りを拒否する場合もあります。



ASR 積載トラック重量の計量、電子マニフェストによる引渡報告の有無、報告内容との整合性などを確認します。



搬入された ASR の引取基準への適合（性状・荷姿等）を確認します。



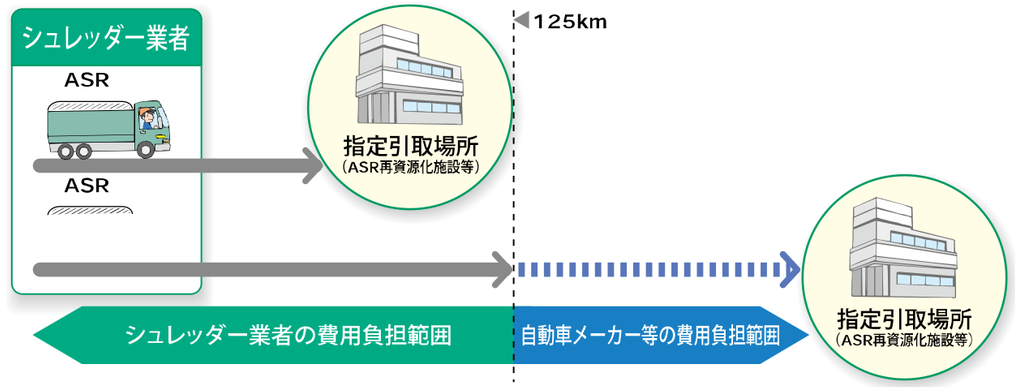
引き取った ASR 実重量を電子マニフェストに入力した後、引取報告を行います。

2. ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担

- ASR 指定引取場所までの運搬距離が片道で 125km を超えるシュレッダー業者については、遠距離運搬業者として指定します。
- ASR 指定引取場所までの運搬は、トラックの手配等を含めシュレッダー業者が主体となります。

(1) 運搬費負担の原則と自動車メーカー等負担

- ASR 指定引取場所までの運搬費は、原則としてシュレッダー業者の負担となります。
- ASR 指定引取場所への ASR 運搬トラック等の運搬距離が片道 125km を超えた場合には、下図のとおり 125km 以遠の往路の運搬費を自動車メーカー等が負担します。



125km以遠運搬費算出方法

$$\text{125km以遠の運搬費（円/回）} = \frac{\text{全運搬距離（片道）} - 125\text{km}}{\text{全運搬距離（片道）}} \times \text{全運搬距離（片道）の運搬費}$$

全運搬距離（片道）の運搬費
指定引取場所までの運搬費は、シュレッダー業者とチームごとに打合せの上、設定します。

(2) 支払いの方法

自動車メーカー等（チーム）は、上記の 125km 以遠の運搬費について以下の方法でお支払いします。

- 毎月末日に運搬回数を締めて翌月初に計算の上※、翌月末にお支払いします。
  ※ 125km 以遠の運搬費 × 運搬回数
- チームごとにまとめてシュレッダー業者の指定金融機関口座に振込みます。